

県病第462号  
平成29年10月10日

株式会社YCC情報システム  
代表取締役社長 朝井 正夫 様

山形県病院事業管理者 新澤 陽英



公開質問状に対する回答について

平成29年10月3日付けの公開質問状について、別紙のとおり回答いたします。



株式会社YCC情報システム様公開質問状 ご回答

質問内容	回 答
<p>1. 県立3病院の医療情報システムの更新において、新庄病院の現行ベンダーであるYCC情報システムを排除している理由をお答えください。</p>	<p>このたびの医療情報システムの更新において、貴社を排除しているという認識はなく、貴社から、突然、公開質問状の提出があったことに驚き、困惑しております。</p> <p>このたびの経緯について申し上げます。</p> <p>県立3病院の医療情報システムの更新については、平成29年度当初予算において債務負担行為を計上し、本年度中に入札公告、契約を行うこととしております。</p> <p>入札公告の前に、各病院が電子カルテにおいて実施したい内容をまとめた仕様書案について、各メーカー・ベンダーから意見あるいは提案を受ける「意見招請」という手続きを行うこととし、本年2月に県のホームページに意見招請実施要領を公表しました。</p> <p>現在は、貴社が新庄病院に提供した電子カルテのメーカーである富士通株式会社様を含む各メーカー・ベンダーと、いただいた意見に基づく仕様書案の調整が続いている段階です。</p> <p>担当職員から聴取したところ、富士通株式会社様との打合せの場には貴社の社員にもたびたび同席いただいております、また、貴社の社員だけの場合もありましたので、貴社からも仕様書の調整に御協力いただいておりますものと思っております。貴社と富士通株式会社様との関係について、私共の理解不足と反省いたします。</p>
<p>2. 関係者の間では、当初から、今回の県立3病院の医療情報システムの更新は、特定のメーカー「ありき」で進められていると語られていますが、事実関係について、県病院事業管理者としての確かな回答を求めます。</p>	<p>透明性、公平性、公正性を確保した上で、多くのベンダーが入札に参加することで競争力が働くよう仕様書案を調整しており、決して、特定のメーカー「ありき」で進めるようなことはありません。</p>
<p>3. 今年5月の県立河北病院のハード更新について、前項のメーカーが筆頭株主である関連会社が受注していますが、この時期において、統合システムのベンダーを決定する前の個別発注は、前項の「ありき」を裏付ける「フライング」ではないでしょうか。お答えください。</p>	<p>河北病院のオーダリングシステムのサーバ等のハード機器については、9月末で保守期限が終了することとなり、安定稼働期間を延長しなければ機器に故障があった際にシステム停止のおそれがあったため、保守期限終了前に更新整備を行ったものです。</p> <p>これは、ハード機器のみの延命措置（ソフトウェアは継続利用）を講じたものであり、オーダリングシステムの更新を前倒しして行ったわけではないため、今般更新したハードのメーカーが次の医療情報システム入札において有利になることはありません。</p> <p>入札は一般競争入札で実施しており、適正な手続きを踏んでおります。</p>
<p>4. 上記調達において、地元企業を排除するような資格要件である「過去3年以内に180床以上ある2以上の医療機関において、本業務と同等の業務を受託した実績があること」が示されました。この条件を満たす地元企業は1社もありません。山形県の他部局では、地元企業が参入できるかどうかといった調査まで行い、入札参加者の資格要件を検討しているのに対し、県病院事業局では、何故、地元企業を排除するような入札参加者の資格要件を設定しているのか。お答えください。</p>	<p>河北病院のハード機器の更新に際しては、病院の医療情報システムは、原則として24時間、365日連続して稼働しているものであり、そのシステムの一部を限られた期間で確実に更新し、稼働する必要があります。</p> <p>決して失敗は許されない業務であり、確実に実施するためには一定の実績要件を設ける必要があります。</p> <p>この案件など一定金額以上の調達案件は、WTO（世界貿易機関）による政府調達協定の適用を受けることから、「地元の本支店があること」などの地域要件を設定することはできません。しかし、確実な実施のための実績要件と地元企業の参入についても、検討を加えたいと考えております。</p>
<p>5. 「ありき」ではない富士通との入札仕様書の打ち合わせの中でも、瑕疵担保責任における権利行使期間について、県病院事業局は、民法の条文と最高裁の判例の誤った解釈で富士通社員を恫喝し、事実上、辞退を迫ったとお聞きしています。富士通のシステムを県立新庄病院に導入、運用している弊社に富士通から困惑の相談がありましたので、事実かどうかお答えください。</p>	<p>富士通株式会社様から2月の意見招請で提出いただいた瑕疵担保責任などの意見について、調整を行ってまいりましたが、質問に対する具体的な返事をいただくことが出来ませんでした。</p> <p>富士通株式会社様には、辞退を迫ったことはありませんが、そのような誤解を与えたことをお詫びし、引き続き入札参加に向けて調整を継続することをお願いしております。</p>
<p>6. 同様に9月下旬、富士通山形支店長が、県病院事業管理者、県病院事業局長ほか数人の県病院事業局幹部の皆さんと面談し、上記の件について、富士通の見解を文書で持参したところ、民法の条文と最高裁の判例の解釈については誤謬を認めたものの、文書の受け取りは拒否したと聞いております。なぜ拒否したのかお答えください。</p>	<p>このたび導入するシステムについては、7年間使用したいと考えていることから「瑕疵担保期間は7年」と設定したところです。</p> <p>他のメーカー・ベンダーからは、瑕疵担保責任について修正を求める意見はいただいておりますが、富士通株式会社様のみ「1年間」を要望されております。</p> <p>県病院事業局の調査では、富士通株式会社様が落札した北海道内の自治体病院の電子カルテの仕様書には「納入するソフトウェアに係る瑕疵担保期間は、原則として1年とする。ただし、受託者のテスト不足によりバグとして顕在化したものについては、瑕疵担保期間を超えてもこれに対応すること。」と富士通株式会社様の修正要望である「瑕疵担保期間は1年」を超えて瑕疵担保責任を負うことが規定されています。</p> <p>県病院事業局としては富士通株式会社様にも是非、入札に参加していただきたいと考えております。</p>



	<p>瑕疵担保責任に関する条項については富士通株式会社様の考え方を十分に伺い、他の自治体病院の事例等も踏まえて、富士通株式会社様の了解の下、さらに調整を継続することとしたところです。</p> <p>文書については、受け取りを拒否したわけではなく、今後の円滑な信頼関係を継続するため、支店長の了解を得て返却しております。</p>
<p>7. 今回の「県立3病院の医療情報システムの更新」に伴うシステム統合の調達について先にYCC情報システムを排除し、さらに今回、富士通を撤退に追い込んで、同一系列の特定メーカー同士の入札を目論んでいるとしか思えません。どのような選定方法を考えているかお答えください。</p>	<p>県立病院は平成28年度に18億円の経常赤字を計上しており、経営改善のため経費削減は至上命題の一つです。そのため、導入費用と維持経費が高額となる医療情報システムの更新におきましては、競争原理により導入費用と維持経費がより軽減される選定方法が必須であります。</p> <p>透明性、公平性、公正性を確保した上で、より多くのベンダーに参加していただき競争力が働くよう、総合評価方式の一般競争入札を予定しています。</p>
<p>8. 県病院事業管理者におかれては、前任の日本海総合病院、そして、公立置賜総合病院のシステムについて、同一系列の特定メーカーを選定されていますが、最終的には、山形県すべての医療情報システムを同一系列の特定メーカーに統一するお考えなのか、所信をお伺いします。</p>	<p>私は県立日本海病院長として平成17年7月に着任しました。</p> <p>県立日本海病院における医療情報システムについては、総合評価方式による一般競争入札により平成18年3月に落札業者が決定しております。</p> <p>公立置賜総合病院の更新は、平成19年度に契約されたものであり、私が公立置賜総合病院長として着任した平成20年4月以前であることから、私の関与は全くありませんでした。</p> <p>以上のように、県立日本海病院では公正な入札により落札業者が決定し、公立置賜総合病院の更新には私は無関係でありましたので、私が「同一系列の特定メーカーを選定」しているという事実はありません。</p> <p>また、医療情報システムは、県内の自治体病院や民間病院などにおいて、それぞれ所定の手続きを経て、メーカーが決定されるため、「山形県すべての医療情報システムを同一系列の特定メーカーに統一する」という考えを持ったことはありません。</p>
<p>9. 県病院事業管理者は、今回の医療情報システムの更新について、メーカーを統一して維持管理費用の低減が図られるとしていますが、当初の一時的な効果に過ぎないと理解します。むしろ、特定メーカーに依存することになるため、システム改修や、数年後の更新時における調達に競争原理が働かなくなり、結果的に割高になるのではないのでしょうか。</p> <p>県立3病院のシステム統合による経費効果について、個別システムと統合システムの比較試算、そして、システム統合のメリット、デメリット、リスク等を具体的に、県民に明示すべきではないのでしょうか。お答えください。</p>	<p>この度の更新では、「医療安全の確保」と「経費の削減」を主な目的として、電子カルテ、医事会計などの基幹システムについて、メーカーを統一し、同一のパッケージソフトを導入することといたしました。同一パッケージソフトの導入により、二年に一度の診療報酬改定に対応したシステム改修の共通化が可能になり、維持管理費用の低減も図られます。</p> <p>なお、各種診療部門のシステム調達につきましては、特定のメーカーに関係なく競争原理が働くように仕様書を設定し、導入費用についても削減を図ることとしております。</p> <p>平成27年5月には、富士通株式会社様からもメーカー統一の経済優位性について提案されているところです。導入後は、導入経費、維持経費についてもホームページ等で県民に公開してまいりたいと考えております。</p>

<p>(要望事項)</p> <p>このたびの「県立3病院の医療情報システムの更新」計画は、仕様検討の初期の段階から、特定メーカー「ありき」が疑われ、排除の論理と県病院事業局現場の付度も類推されま。明らかに「不平等」「不明朗」「不公正」であり、多くの疑念を払拭できない中で、このままスケジュールを進めることは納得しがたく思います。</p> <p>特定メーカー「ありき」の疑いをもたれることのないよう、3病院の現場の意見もきちんと聴取し、今回の「県立3病院の医療情報システムの更新」計画を今一度、透明性のある調達にリセットされることを要望します。</p> <p>県立病院は県民の命と健康を守る砦です。県民の血税を執行する以上、県民に分かりやすいシステム選定をお願いします。</p>	<p>入札に当たっては、「特定のメーカー以外参入できない」ということがないように、事前に仕様書内容を公開し、意見を求める「意見招請」を実施するなどして、公正性、公平性、透明性を確保するとともに、多くのメーカー、ベンダーの参加を期待しました。</p> <p>しかしながら、改めて透明性をより一層高めた調達とするため、再度の「意見招請」を行うこととし、医療情報システムの更新に係ることについてホームページ等で公開し、公正性、公平性、透明性のある入札を実施してまいります。</p>
--	---